

課酒 1-8

平成 27 年 3 月 11 日

各国税局長 殿

沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について
(法令解釈通達)

標題のことについては、下記のとおり一部を改正したから、今後は、これにより取り扱われたい。

なお、主な改正事項は別紙 1 のとおりである。

(趣旨)

通信販売酒類小売業免許に係る需給調整要件の取扱いについて見直しを行うとともに、所要の整備を図るものである。

記

平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達) の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」の一部について、別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるとおりに改める。

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 10-11-4	第 2 編 10-11-4	通信販売酒類小売業免許の需給調整要件の見直しを行い、販売しようとする酒類の範囲について、要件を緩和した。
11-1-3(3)	11-1-3(3)	通信販売酒類小売業免許の需給調整要件の見直しに伴い、通信販売酒類小売業免許に付す条件について整備を行った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第 2 編 酒税法関係	第 2 編 酒税法関係
第 10 条 製造免許等の要件	第 10 条 製造免許等の要件
第 11 号関係	第 11 号関係
4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が <u>次の場合には免許を付与等する。</u>	4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件 通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、 <u>カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である製造者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与等する。</u> (新設)
(1) <u>国産酒類のうち、次に該当する酒類</u>	
イ <u>カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者(以下この4において「特定製造者」という。)が製造、販売する酒類</u>	
ロ <u>地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。)を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類</u>	
(2) <u>輸入酒類</u>	
(注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等若しくは雑誌新聞又はインターネットによる広告等をいう。 2 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行日の属する会計年度における製造者の製造見込数量により判断する。 3 通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している製造者の発行する証明書(通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいう。)(上記(1)のロの酒類については製造委託契約書・同計画書等)を申請書に添付させ確認する。	(注) 1 「カタログ等」とは、いわゆるカタログのほか、チラシ等若しくは雑誌新聞又はインターネットによる広告等をいう。 2 前会計年度における課税移出実績がない場合は、カタログ等の発行日の属する会計年度における製造者の製造見込数量により判断する。 3 通信販売により販売できる酒類かどうかについては、通信販売を予定している製造者の発行する証明書(通信販売の対象となる酒類であることの証明書をいう。)を申請書に添付させ確認する。
4 「 <u>製造委託者が所在する地方</u> 」は、原則として製造委託者の住所又は本店が所在する都道府県の範囲内とする。	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>第 11 条 製造免許等の条件</p> <p>第 1 項関係</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い</p> <p>販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な条件は、次のとおりとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 通信販売酒類小売業免許</p> <p>(イ) 販売する酒類の範囲については、「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。</p> <p>A 国産酒類</p> <p>(A) <u>カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、<u>全て3,000キロリットル未満である酒類製造者（以下「特定製造者」という。）が製造、販売する酒類</u></u></p> <p>(B) <u>地方の特産品等（製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。）を原料として、<u>特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類</u></u></p> <p>B 輸入酒類」旨</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ〜ル (省略)</p>	<p>第 11 条 製造免許等の条件</p> <p>第 1 項関係</p> <p>3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い</p> <p>販売する酒類の範囲又は販売方法についての条件は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められる場合に限り付ける。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 酒類販売業免許の区分ごとの具体的な条件は、次のとおりとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 通信販売酒類小売業免許</p> <p>(イ) 販売する酒類の範囲については、「次に該当する〇〇、〇〇及び〇〇に限る。</p> <p>A 国産酒類</p> <p>カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、<u>すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類</u></p> <p>(新設)</p> <p>B 輸入酒類」旨</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ〜ル (同左)</p>